

**京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり  
アクションプラン**

**平成 17年 12月  
京都府府民労働部  
京都府警察本部**

## プラン策定の趣旨

地域の連帯意識の希薄化、社会の規範意識の低下などを背景にして、府内でも平成14年をピークに犯罪が増加し、その後、減少傾向にあるものの、犯罪情勢は依然として厳しい状況にあります。

項目・年	平成14年	平成16年
刑法犯の認知件数	65,082	63,593
うち街頭犯罪	41,712	36,355
うち12才以下の子どもに対する犯罪発生件数	840	909

(注) 刑法犯：刑法に定める犯罪のほか、他の法律に定められていても、これと共通の性格を持つ犯罪を含めた総称

認知件数：警察において、発生した事件を認知した件数

街頭犯罪：路上強盗、ひったくり、部品ねらい、車上ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗などで、京都府警察では11罪種を指定

すべての府民が安心して安全に暮らすことができる社会の実現を目指して、府民と行政、そして警察が一体となって、犯罪のない安心・安全なまちづくり及び犯罪被害者等への支援を行うことを定めた「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」が議員提案による初の政策的内容の条例として全会派一致で制定（平16.12）されました。

条例を具体化し、総合的に推進していく計画を平成17年度に策定するとともに、計画を具体化するアクションプランを策定し、犯罪のない安心・安全なまちづくりと犯罪被害者等への支援を推進します。

## 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

### 1 現状と課題

#### (1) 防犯意識、情報

社会全体に犯罪増加の認識はあるものの、犯罪を他人事と考えるなど個人の防犯意識は十分とはいえない状況にあり、府民に必要な防犯情報を提供して共有化を図り、府民一人ひとりの防犯意識を高揚していくことが必要です。

(注) 防犯情報：防犯・犯罪発生情報の総称

府民、防犯関係ボランティアや学校関係者等へ防犯情報を適切に提供していくために、防犯情報メールの配信を踏まえた情報の伝達ルート等を確立することが必要です。

#### (2) 地域防犯活動、子どもの安全等

防犯活動には地域差があることを踏まえて、自治会、PTA、学校、防犯関係ボランティア、NPO等、防犯を担う組織や人を確保・育成するとともに、地域に即した展開、連携が必要です。

地域防犯力の向上に向けて、交番・駐在所の所管区が自治会等の区域と不一致のところは、所管区の見直しが必要です。

(注) 所管区：交番・駐在所の受持区域のこと。

子どもを犯罪から守るとともに、犯罪を起こさせない環境をつくるためにも、家庭、学校、幼稚園、保育所、地域住民、事業者や行政、警察が、その役割を踏まえて、連携していくことが必要です。

犯罪を助長・誘発するおそれのある違法広告物等を除去するなど、美しい地域環境の創造が必要です。

### (3) 施設等における防犯性

都市環境の変化に応じて常に、防犯に配慮した道路、公園、駐車場等の整備などの防犯環境設計を進めていく必要があります。

(注) 防犯環境設計：犯罪を予防するための建物や街路等の設計

立地の著しい大規模店舗等では、防犯上の問題も見受けられることから、地域とも連携して、企業責任、社会的責任を果たしていく取組が必要です。

犯罪防止のために設置が進んでいる防犯カメラについては、適切な手続により管理・運用が行われる必要があります。

### (4) 警察活動のあり方

地域防犯力の向上のため、地域に最も密着した安心・安全の核となる交番・駐在所機能の充実・強化が必要です。

都市中心部の繁華街における総合的な治安対策が必要です。

府民に身近な街頭犯罪・侵入犯罪をはじめ、多発する犯罪に対する警戒・検挙等警察力の強化が必要です。

通学路等におけるパトロールの強化や学校等との連携による子どもの安全を確保するための取組の強化が必要です。

刑法犯総検挙人員の3割を超え、低年齢化・悪質化する少年犯罪や深刻化する少年非行への対応が必要です。

## 2 施策の方向

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画の「施策展開の方向」に基づいて、現状と課題に対処していきます。

地域における防犯活動の推進  
子どもの安全の確保  
防犯のための情報共有等  
施設等における防犯性の向上  
交番・駐在所機能の充実・強化による地域防犯力の向上  
警察の防犯活動強化、地域や行政機関と連携した地域防犯力の向上

## 3 重点施策

### (1) 地域における防犯活動の推進

地域の防犯活動をコーディネートできる人材を確保するとともに、活動参加者のための研修やアドバイスなどを関係機関が連携して行います。

地域における防犯に関する情報交換や新たな活動の開始を含め、府民、事業者、関係機関等が連携・協力した防犯活動を促進します。

防犯推進委員について、委嘱や支援のあり方を検討するなど、一層の充実を進めます。

防犯上の課題解決の支援を行い、成果を公表して防犯の輪を広げていく防犯モデル地域を選定します。

まちの美化や暗がりの解消などのための活動を関係機関や団体、地域ボランティア等が協働して行い、青少年の非行防止や犯罪を発生させない美しい地域環境を創造します。

条例の推進体制である「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」の一層の機能強化のため、行政内部の連携を進めるとともに、市町村や関係団体等と連携して、人材の確保や活動のネットワーク化など、地域の自主的な活動を促進します。

#### 【事業例】

##### 子ども・地域安全見守り隊活動事業

地域の防犯関係ボランティア等の結成を進め、活動するための資材提供

子どもや高齢者等の見守り等を行うボランティア隊を結成・登録

地域へのアドバイザーの派遣

リーダーとなる人材育成のためのセミナー開催

市町村と連携した防犯モデル地域の指定による先導的活動の促進

##### 地域防犯応援事業

防犯関係ボランティア等のための情報ネットワーク、活動のためのマニュアルを提示

##### 事業者による主体的な防犯への働きかけ

「こども110番のくるま」等の拡充

##### 推進本部の機能強化

広域的地域における推進組織の形成

防犯推進委員による地域安全活動への支援（平成17年度～）

## （２）子どもの安全の確保

地域の子どもの見守り、育てる地域づくりを行うため、家庭、地域団体、事業者等が連携し、世代間交流を含めた地域のネットワーク強化を進めます。

学校、教育委員会、警察、PTA、地域ボランティア、NPO等が連携・協働して、危険箇所の点検や安全マップづくりを進めるとともに、子どもを見守るための通学路等における防犯パトロールを強化します。

通学路等の防犯パトロール活動を自主的に行う学校安全ボランティアの養成に努め、地域が一体となった学校安全の体制を推進します。

各学校で作成している学校安全計画に基づき、安全管理、安全教育の徹底を進めます。

盲、聾、養護学校等の配慮を要する児童・生徒の通学路等における安全を、より確実なものとするための対策を進めます。

私立学校等の学校周辺の地域住民等による通学路等の安全確保のための見守り活動への参加協力を促進します。

学校その他子どもの教育、学習、保育等の用に供される施設における子どもの安全を確保するため、施設管理者等による防犯対策を促進します。

警察と連携し、子どもをはじめ、保護者や地域住民の安全に対する意識啓発のための防犯教室等の地域安全教育を進めるとともに、青少年健全育成のための街頭補導活動を強化します。

子どもの安全確保のため、学校、幼稚園、保育所等への防犯情報の伝達を徹底します。

事業者等が果たすべき防犯の役割に基づき、「こども110番のいえ」をはじめとする地域の安全拠点を充実します。

#### 【事業例】

子ども・地域安全見守り隊活動事業（再掲）

スクールガード養成・活用事業等（平成17年度～）

スクールガードの養成を拡充し、保護者・学校・地域団体等による地域ぐるみの学校安全体制を整備

学校安全教育の充実

各学校での学校安全計画に基づく防犯教室の実施、職員向け防犯研修会の開催等、安全教育の徹底

要配慮遠距離通学者の安全確保事業

盲、聾、養護学校の自主通学児童・生徒の安全確保のための取組を実施

学校その他子どもの教育、学習、保育等の用に供される施設における子どもの安全確保の促進

学校その他子どもの教育、学習、保育等の用に供される施設の管理者等に対する安全確保の要請

地域安全拠点の確保（平成9年度～）

「こども110番のいえ」や地域の安全拠点の充実

### （3）防犯のための情報共有等

防犯のための様々な連携を強化できるよう、平成17年度に開始した防犯情報メールなどを活用した情報の共有を進めます。

「府民防犯の日（7月10日）」・旬間や、全国地域安全運動期間の広報・啓発を継続して行い、さらに府民への浸透を図ります。

府の広報媒体等を活用するとともに、市町村広報への情報提供などを行い、府民への広報・啓発を進めます。

地域において模範となる防犯関係ボランティア等を顕彰します。

#### 【事業例】

地域防犯応援事業（再掲）

防犯関係ボランティア等のための情報ネットワーク、活動のためのマニュアルを提示

防犯・防災情報メール配信事業（平成17年度～）

府民防犯旬間啓発活動事業（平成17年度～）

### （4）施設等における防犯性の向上

防犯に配慮した公共施設整備を進めるとともに、必要な指針等を策定します。

大規模店舗等について、防犯や地域との連携のための指針等を策定します。

防犯性に優れた共同住宅や駐車場、防犯器具の普及を進めます。

防犯カメラについて、管理・運用の指針等を策定します。

【事業例】

安心・安全なまちづくり指針等策定事業

防犯カメラ管理・運用のための指針等を策定（委員会を設置）

防犯に配慮した公共施設整備、大規模店舗等の防犯や地域との連携に関する検討

（５）交番・駐在所機能の充実・強化による地域防犯力の向上

交番・駐在所の所管区が、地域の活動単位である自治会等の区域を分断しないよう、新設、移転、廃止等交番・駐在所の配置を見直すとともに、地域環境に応じた多様な交番の設置等を行い、地域住民の行う地域安全活動等と連携・協働しやすい、また、施設面でも充実した交番・駐在所の整備を進めます。

交番勤務員の増員・弾力的運用、交番相談員の拡大配置等を行い、「空き交番」をなくす取組を進めるとともに、事件・事故への対応やパトロールによる犯罪抑止活動等警察官による街頭活動を強化します。

交番・駐在所の配置の見直しにより、移転又は廃止となった交番等の施設については、自治体や地域住民等が運営・管理する地域における安心・安全の拠点施設の一つとして利用できるよう検討します。

【事業例】

交番・駐在所機能の充実・強化

社会情勢の変化に伴う犯罪の増加により、交番等の設置が必要となった地域への交番等の新設

交番等の所管区が防犯活動を行う自治会等の区域を分断しない交番等の配置見直し

地域住民と連携・協働しやすい交番等の整備

「防犯アドバイザー」としての役割を担う交番相談員の拡充配置

（６）警察の防犯活動強化、地域や行政機関と連携した地域防犯力の向上

繁華街の安全を確保するため、悪質な風俗事犯、客引き行為、違法駐車等に対する取締りを徹底するなど、総合的な治安対策を推進します。

府民が身近に不安を感じるひったくり、車上ねらい等の街頭犯罪や空き巣等の侵入犯罪を抑止するため、パトロール等の街頭活動、地域住民・行政との協働を一層強化するとともに、殺人等の凶悪犯罪、暴力団等の組織犯罪の徹底検挙に向けた捜査力を強化します。

【事業例】

繁華街における総合的な治安対策の強化事業

繁華街地域の防犯拠点となる施設の検討

「祇園・木屋町特別警察隊」の設置による風俗環境浄化対策、交通対策等総合対策の実施（平成17年度～）

街頭犯罪・侵入犯罪等の抑止に向けた警察力の充実・強化

犯罪情勢分析体制の強化

パトロール等の街頭活動、地域住民・行政との協働活動の強化

殺人等の凶悪犯罪、暴力団等の組織犯罪の徹底検挙に向けた捜査力の強化

## 犯罪被害者等の支援

### 1 現状と課題

犯罪被害者等への理解とともに、支援内容などの認知が不十分なため、広く広報・啓発が必要です。

犯罪被害者等への支援は、警察などにより行われていますが、さらに、カウンセリング、経済的支援、医療や福祉面等での充実・強化が必要です。

民間活動団体が先駆的な支援を行っていますが、十分な活動のために行政の支援が必要です。

### 2 施策の方向

犯罪被害者等基本法や条例などに基づき、必要な広報・啓発をはじめ、犯罪被害者等に対する支援を関係行政機関が連携して進めるとともに、民間活動団体への支援を行います。

### 3 重点施策

犯罪被害者等への理解を進めるとともに、支援内容などを知らせる広報・啓発を行います。

関係機関・団体、民間活動団体等で構成する「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」の機能を強化します。

福祉・医療・生活等の面での支援施策を充実するとともに、民間活動団体への支援や民間活動団体と連携した支援を強化します。

#### 【事業例】

##### 犯罪被害者等の理解を進める広報・啓発

「犯罪被害者支援の日（10月3日）」における街頭キャンペーン等、犯罪被害者等への理解の促進や支援内容を知らせる広報・啓発

##### 民間活動団体への支援等

民間活動団体への支援の充実

##### 施策充実のためのアクションプラン

国の基本計画を踏まえた施策の具体化のため、今後ともアクションプランにより検討

<参考>

1 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくりアクションプラン検討メンバー

ワーキング名	メンバ－	
行政機関のあり方 (5名)	藤岡 一郎 関根 英爾 西嶋 直和 高畑 重勝 上原 幸一	京都産業大学大学院法務研究科教授 京都新聞社論説委員 本能まちづくり委員会委員長 京都市プロジェクト推進室担当課長 綾部市自治会連合会会長
地域・大規模店舗等の安全 (6名)	宗田 好史 前川 桂子 篠原 實 箱田 正輝 梅原 徹也 塩見 隆治	京都府立大学人間環境学部助教授 京都府単位防犯推進委員協議会会長連絡会会長 京都府少年補導連絡協議会副会長 株式会社平和堂アル・プラザ 木津店総務次長 財団法人洛西キューター管理公社専務理事 福知山市生活交通課長
学校・家庭・地域の連携 (6名)	谷口 知弘 青野 京子 頓宮 薫 西嶋 直和 能勢 久子 中川 容子	立命館大学経営学部助教授 京都市立川岡小学校校長 京都府PTA協議会幹事 本能まちづくり委員会委員長 長岡京市女性の会顧問 京都府老人クラブ連合会副会長
犯罪被害者等の支援 (2名)	奥村 正雄 青木 苗子	同志社大学大学院司法研究科教授 弁護士

( は参与兼リーダー、 はリーダー)

2 ワーキンググループ会議等の開催状況

会議名称	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
全体会議	4/28	6/7	7/21	8/23	11/1	11/22
行政機関のあり方	5/19	6/21	7/26	9/2	-	-
地域・大規模店舗等の安全	5/27	6/23	7/27	-	-	-
学校・家庭・地域の連携	5/23	6/16	7/25	-	-	-
犯罪被害者等の支援	7/19	8/17	10/18	-	-	-

京都府府民労働部府民労働総務課 安心・安全まちづくり推進室

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

TEL : 075-414-5079

FAX : 075-414-4255

E-mail : [huminro@mail.pref.kyoto.jp](mailto:huminro@mail.pref.kyoto.jp)

京都府警察本部警務課

〒602-8550 京都市上京区釜座東入藪ノ内町85の3

TEL : 075-451-9111 (内線2655)

FAX : 075-451-4360